

養父市民の
皆様へ

【令和7年度】

やっぶるカードとは



市内のサービスを利用できるやっぶるカードを「養父市民全員」に配付しています。
6桁のやっぶるIDは、市民一人ひとりに付与された番号です。

- ・転入・出生された方は翌月(中旬)に郵送します。
- ・紛失された場合、**再発行に300円**が必要です。
ただし、破損等でカードをお持ちの方は、**無料で交換**いたします。
【裏面参照】



やっぶるポイントとは

特定の事業への登録・申請を行うことで、やっぶるカードに養父市内の加盟店で利用できるやっぶるポイントを付与することができます。加盟店一覧は、右の二次元コードからご確認ください。やっぶるポイントはいずれもポイントには期限があり、1ポイントあたり1円です。



加盟店一覧

【ポイント利用の優先について】

複数ポイントをお持ちの場合、使用期間終了の早いポイントから優先して利用される設定となっています。有効期限を超えると、ポイントは失効してしまいます。ご注意ください。

【令和7年度】やっぶるポイント付与事業

令和7年度以降の事業については、広報やホームページ等で追ってお示します。

加盟店で使えるポイント付与事業	ポイント有効期限	事業の問い合わせ先
歩数ポイント事業	令和8年3月31日(火)	デジタルファースト課
養父市高齢者スマートフォン購入支援事業	令和8年3月31日(火)	デジタルファースト課

※ タクシー利用料等助成事業は、指定のタクシー会社等のみ利用が可能です(加盟店では利用できません)。

歩数ポイント事業

デジタルサービス(共通認証)、健康管理アプリの登録を行い、目標値以上歩くことでポイントが付与されます。

【目標値】1日2ポイント
18歳～64歳 8,000歩/日
65歳以上 6,000歩/日



詳細はこちら



養父市高齢者スマートフォン購入支援事業

令和8年3月27日(金)までに購入した、マイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンの機種代を、最大5,000円分(かつ1/2代金)のポイントで補助します。

【申請期限】
令和8年3月27日(金)まで



詳細はこちら



養父市タクシー等利用料助成事業(タクシーポイント)

移動が困難な方等が市内の移動や医療機関の受診に、タクシー・やぶくるを利用した際の利用料が半額になります。(最大6万円まで)

※利用には事前申請が必要です



詳細はこちら



協定事業者
(タクシー等会社)

残高確認方法・アプリへのポイント移行【chiicaの登録】

やっがるポイントは、「やっがるカード」に付与されるため、カードで直接お支払いが可能です。残高確認やアプリからお支払いを希望する場合、chiicaアプリの取得が必要です。

【登録方法】

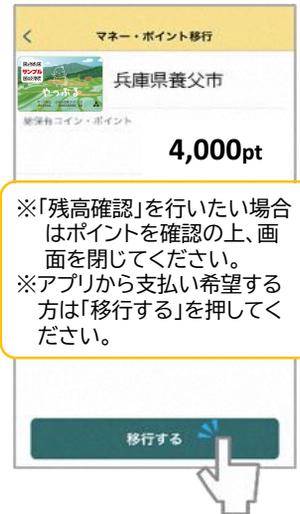
- (1) App storeまたはGoogle playで「chiica」をインストールし、画面の指示にしたがって入力を進め、アカウントを作成してください。
- (2) TOP画面左上の【設定】から「マネー・ポイントの移行」を選択し、やっがるカードの二次元コードを読み取ることで確認できます。



アプリ取得し、案内に沿ってアカウント作成



二次元コードを読み込み



※「残高確認」を行いたい場合はポイントを確認の上、画面を閉じてください。
※アプリから支払い希望する方は「移行する」を押してください。

注意点

- ※ カードでご利用の場合、決済後に利用した加盟店で残高の確認ができます。
- ※ アプリへのポイント移行は、ポイントの種類に関わらず、すべて移行します。カードで利用したい方は移行を行わないでください。特にタクシー利用料等助成のポイントを有する方は、アプリへの移行はお控えください。

やっがるカード使ったサービス

その1

【オンラインで期日前宣誓】

養父市デジタルサービスに登録することで、マイナンバーカードのみで入場することができます。



投票入場券が届き次第、登録



マイナンバーカードで投票所に入場



期日前投票

その2

【避難所での活用】



避難所入所時の混雑緩和のため、やっがるカードの情報を読み取ることで入退出処理を行うことができます。また、事前に必要事項(家屋の被災状況等)をデジタルサービス(共通認証)から登録すると、迅速に避難所へ入所できます。

※ デジタルサービス(共通認証)のこちらから →



※ デジタルサービス(共通認証)の登録は、歩数ポイント事業、養父市高齢者スマートフォン購入支援事業にも必要です。登録にはマイナンバーカードとやっがるカードが必要です。

やっがるカード再発行の申請

紛失された場合、再発行に300円が必要です。

申請は(1)窓口申請、(2)オンライン申請のいずれかで行うことができます。本人確認証(マイナンバーカード等)が必要です。申請受理後は、申請方法に関わらず、カードは郵送でお届けします。

(1)窓口申請

下記の場所で申請が可能です。

- ・ 養父市役所本庁 デジタルファースト課(2階)
- ・ 養父地域局
- ・ 大屋地域局
- ・ 関宮地域局

※ 破損したカードを窓口にお持ちいただければ、無料で新しいカードと交換いたします。

※ 代理申請は「委任状」と申請者の本人確認が必要です。

(2)オンライン申請

「ぴったりサービス」から申請することができます。申請にはマイナンバーカードが必要です。取り扱い可能券種は、クレジットカード、d払い、au PAY、Pay Payのみです。

※ 申請にはマイナンバーカードと暗証番号が必要です。

右の二次元コードから申請ができます。



【問い合わせ先】 養父市役所 デジタルファースト課
TEL:079-662-7605 FAX:079-662-7491